

八王子市産後ケア事業実施要綱

平成30年 8月 1日施行
平成30年 8月 8日改正
平成30年12月 1日改正
令和 2年 8月 1日改正
令和 3年12月21日改正
令和 4年12月 1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、出産後において家族等から援助を受けることが困難で、育児支援を必要とする母子を対象に、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う事業（以下「産後ケア事業」という。）を実施することにより、産褥期における母親の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的とする。

(対象者等)

第2条 事業の対象となる者は、市内に住所を有する産婦及びその乳児であって、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者
- (2) その他、特に支援が必要であると認められる者

2 上記対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は事業を利用できないものとする。

- (1) 母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している者
- (2) 母親に入院加療の必要がある者
- (3) 母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある者（ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない。）

(事業内容)

第3条 事業を適切かつ効果的に遂行するため、次に掲げる業務（以下「ケア業務」）を行うものとする。

- (1) 母体ケア（乳房ケア、母体の健康状態のチェック）
- (2) 乳児ケア（乳児の健康状態、体重、栄養等のチェック）
- (3) 育児に関する指導（育児相談、授乳指導、沐浴指導等）
- (4) 心身のケア、育児サポート等
- (5) 食事の提供（宿泊型及び通所型ロングのみ）
- (6) その他、市が特に支援を必要と認める業務

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、八王子市（以下「市」という。）とする。ただし、市は産後ケア事業の一部を委託することができる。

(事業類型)

第5条 産後ケア事業の類型は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊型 母子が安全かつ快適に過ごせる支援を宿泊できる施設において提供する事業
- (2) 通所型 母子が安全かつ快適に過ごせる支援を一時的施設において提供する事業
ア 通所型ロング 母子が安全かつ快適に過ごせる支援を医療機関において提供する事業
イ 通所型ショート 母子が安全かつ快適に過ごせる支援を助産所等において提供する事業
- (3) 訪問型 産後の母子に対する支援を専門家が、母子の居宅を訪問し支援する事業

(申請)

第6条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、八王子市産後ケア事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。ただし、市長が緊急を要すると認める場合にあっては、この限りではない。

(審査及び決定)

第7条 市長は、第6条の規定による申請（以下「申請」という。）があったときは、当該申

請の内容を審査し、八王子市産後ケア事業利用承認・不承認通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（利用日数及び期間等）

第8条 産後ケア事業を利用することができる日数、期間及び時間は、別表1のとおりとする。

（利用者負担額）

第9条 利用者は、別表第2に定める金額（以下「利用者負担額」という。）を委託事業者に対し直接支払うものとする。なお、多胎の場合の追加負担はないものとする。

2 申請者が申請をする時点において、次の号のいずれかに該当する場合、当該各号のいずれかに該当することを証する書類を添付し、申請をするものとする。ただし、当該申請者の同意を得て市が保有する公簿等により当該各号のいずれかに該当することを確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯に属する場合
- (2) 当該年度（但し、申請月が4月から6月の場合は、前年度）の市民税が非課税の世帯に属する場合

3 市長は、特に必要と認める場合は、利用者負担額の減免又は免除することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。
- 2 令和2年7月31日以前に行った申請及び利用承認については、新規の規定により行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 令和4年11月30日以前に行った申請及び利用承認については、新規の規定により行ったものとみなす。

別表第1（第8条関係）

事業類型		利用日数・回数	利用期間	利用時間
宿泊型		通算して7日以内 (分割利用可)	産後4か月 未満	医療機関が指定する時間
通所型	通所型ロング	合わせて原則6回 以内	産後1年未 満	6時間以内
	通所型ショート			2時間以内
訪問型				

※宿泊型の利用の初日及び最終日は、それぞれ1日とみなす。

※利用時間は利用者の希望により短縮できるものとする。

※通所型・訪問型の利用回数は、さらにケア業務が必要な場合は7回までとする。

※訪問型・通所型ショートの利用は、平日の午前9時から午後5時まで（祝日、年末年始を除く）とする。

別表第2（第9条関係）

事業類型		課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護利用世帯
宿泊型		1泊 6,000円	1泊 3,000円	0円
通所型	通所型ロング	1回 3,000円	1回 1,500円	0円
	通所型ショート	1回 1,300円	1回 650円	0円
訪問型		1回 1,600円	1回 800円	0円